

# クリエイティブラウンジ モヴ ワンタイムメンバー 利用規約

ココヨ株式会社(以下「ココヨ」という。)、東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号に所在する“渋谷ヒカリエ”(以下「本建物」という。)内8階に設置されている“Creative Lounge MOV「クリエイティブラウンジ モヴ」”(以下「本施設」という。))において、「オープンラウンジ」(以下「ラウンジ」という。))を時間単位で使用する権利を有するメンバーである「ワンタイムメンバー」への登録に関し、次の通り入会規約(以下「本規約」という。))を制定する。またワンタイムメンバーが一時使用する権利を有する範囲を明確にするため、同範囲を対象スペース(以下「対象スペース」という。))として規定する。同時に、本施設利用者の総称を「本施設利用者」(以下「本施設利用者」という。))と限定する。

「本施設」の表示・・・本施設の名称：Creative Lounge MOV「クリエイティブラウンジ モヴ」 本施設の賃貸者兼本建物の所有者：東急株式会社(以下「本建物所有者」という。))

本施設の運営管理者：ココヨ株式会社(ココヨ) 所在地：東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号 渋谷ヒカリエ8階 一部区画

「対象スペース」の規定・・・「対象スペース」:「本施設」の一部である「ラウンジ」及びそれに付帯した添付図面の範囲

## 第1条(使用許諾、契約種別、目的)

- ココヨは、ワンタイムメンバーに対し、対象スペースの使用を認め、その使用にあたって、ワンタイムメンバーは本規約で定めるところを遵守するものとします。但し、ワンタイムメンバーには18歳以上でないと入会できません。
- 本規約はワンタイムメンバー用に作成されたものです。
- ラウンジは、本施設利用者相互の公私にわたる交流の場として、その施設並びにサービスを本施設利用者に対し提供することを目的とします。

## 第2条(休業日と営業時間)

- 本施設の休業日は年末年始です。但し、本施設の維持管理上必要な場合は、休業する場合があります。予めご承諾下さい。
- 本施設の営業時間(以下「営業時間」という。))は午前9時～午後10時です。

## 第3条(使用範囲および使用形態)

- ココヨはワンタイムメンバーに対し、本施設および施設に付帯する設備の使用を、本規約およびココヨの指示に則り使用することを認め、また対象スペースをオフィスの機能として使用することを許可します。
- ワンタイムメンバーは対象スペースを原状のまま使用しななければなりません。
- ワンタイムメンバーは本施設が、本建物所有者が所有する本建物の一部に、賃貸借によりココヨが入居し運営されている施設であることを理解し、本施設及び本建物共用部の使用に当たっては、本条第1項に加えて、本建物所有者が定める本建物館内規則やその他を総称し本建物所有者規約(以下「本建物所有者規約」という。))に定める内容を遵守するものとしココヨ並びに本建物所有者からの指示があった場合は、これに従い使用するものとします。
- ワンタイムメンバーが対象スペースを使用できる時間は営業時間内に限られます。
- メンバーは本規約に基づいて、本建物、本施設、対象スペース等の住所並びに名称を用いて、名刺を含むすべての印刷物に記載、掲載することや郵便物の宛先とすること、並びにホームページ等の電子媒体への掲示、掲載ができません。
- ワンタイムメンバーは、ロッカーの申し込みができません。ロッカーの申し込みは「ラウンジメンバー」等、月額会費契約会員への入会が必要になります。

## 第4条(本施設の使用に関すること)

- ワンタイムメンバーは、「ラウンジ」を利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行う事ができるものとして、家具類を移動したり、机・椅子等の場所に私物を置くことで長時間占有(場所取り)等を行ってはいけません。また「ラウンジ」の席を一度に一人で複数席使用することも禁止されております。また、「ラウンジ」は、6名以上での作業、またはお打合せの際には利用頂けません。ミーティングルームを予約の上、ご利用下さい。本施設から一時的に退出される場合は、短時間(15分以内)の退出を除き、私物を放置しての外出はお断りします。
- 本施設内は全面禁煙です。本建物内での喫煙は喫煙コーナーを利用下さい。酒類以外の飲料に関しては特別の規定を設けておりませんが、本施設内の飲酒に関しては禁止となっております。但し、例外的に、ココヨが認めた本施設内におけるイベントやパーティーに関してはその限りではありませんが、法律に則り、未成年の飲酒は厳禁です。食事に関しては、基本的には「ユーティリティ」においてのみとすることが出来ます。「ユーティリティ」においても他人の迷惑になる可能性のある食卓(ニオイがきつう食品など)は禁止されております。対象スペース内における食事は、厳禁ですのでご注意ください。
- ゴミ処理に関し、ワンタイムメンバーは、本施設に設けられた共同ゴミ箱に、分別して廃棄することを願います。

## 第5条(善管注意義務と私物の管理)

- ワンタイムメンバーは、ココヨが定める本規約並びに本建物所有者規約の内容を遵守し、本施設、対象スペース、本建物共用部を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用するものとします。
- ワンタイムメンバーは、私物は放置せず、その管理を自己責任で行わなければなりません。「ラウンジ」は不特定多数が利用する場所であり、私物管理は徹底して行なって頂たく存じます。万が一、ワンタイムメンバーの私物に紛失、盗難、破損、汚染など損害が生じてもココヨは一切その責任を負うことはできません。予めご了承下さい。

## 第6条(使用料)

ワンタイムメンバーには対象スペース使用の対価として、使用料をお支払いいただきます。

- 使用料は1時間当たり¥1,100(税込 ¥1,000)です。使用時間は本施設受付に設置されているPOSレジスターの時間により管理いたします。入場時のチェックイン時間から退場時のチェックアウト時間により、1時間単位での課金になります。単位時間を過ぎて5分を超過した場合は1時間分の使用料を頂戴します。予めご注意ください。
- ミーティングルームは有料サービスとして御使用頂けます。ミーティングルームの使用に関しては、使用料金を含めて別途取り決めがあります。ミーティングルーム使用中は、本条第1項に定められた対象スペースの使用料は必要ありません。
- ココヨは、維持管理費等の増減により会費が不相当となったときや消費税率が変更されたときなどは、使用料を改定することがあり、ワンタイムメンバーは予め承諾します。
- ワンタイムメンバーの使用料の支払い方法は、当日、本施設受付にて現金若しくはクレジットカードにて精算下さい。ミーティングルームの使用以外にもコピーサービス等の有料サービスを利用できます。有料サービスの詳細はその料金を含め別途定めがあります。
- ワンタイムメンバーの同行者や、ワンタイムメンバーが本施設滞在中の訪問者が本施設を利用する場合は、本規約を遵守頂くものとして、本施設の利用を許諾します。その場合、1名につき1時間当たり¥1,100(税込 ¥1,000)の利用料をメンバーもしくはその一時利用者にご負担頂きます。またその支払い方法は前項に準じます。

## 第7条(メンバーカードの発行)

- ココヨは、ワンタイムメンバーに対し、対象スペース使用のために本施設への通常の出入りに必要なメンバーカードを、有償の¥660(税込 ¥600)にて初回に発行します。
- ワンタイムメンバーは、発行されたメンバーカードを複製したり、第三者に譲渡したり、転貸してはなりません。
- ワンタイムメンバーは、発行されたメンバーカードに紛失・破損・盗難が発生した場合には、直ちにココヨに届け出るものとします。この届出を怠り、ココヨに損害が生じた場合は、その賠償責任をワンタイムメンバーが負わなければいけません。また、再発行する場合、本条第1項規定の料金が改めて発生します。
- 第6条第2項に規定されるワンタイムメンバーの同行者や訪問者は、特例により、メンバーカードの発行なしで本施設の利用を許諾するものとします。

## 第8条(イベントとコミュニケーション)

- ワンタイムメンバーは、本施設内において、ココヨ又はココヨの承諾を得た本施設利用者が主催するセミナー・パーティー・イベント等(以下「イベント等」という)が行われることを予めご承諾下さい。なお、イベント等は、本施設内の「ショーケース」「ミーティングルーム」又は「ラウンジ」の一部を利用して開催されます。
- ココヨはイベント等の開催状況をできる限り早期に本施設ホームページ等にて告知するものとします。

## 第9条(権利義務の譲渡等の禁止)

ワンタイムメンバーは、本規約により生じる一切の権利義務(債権および債務を含む)の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保の用に供してはなりません。

## 第10条(禁止又は制限される行為)

- ワンタイムメンバーは、対象スペース内の設置物の移動等は行なわないで下さい。
- ワンタイムメンバーは、本建物並びに本施設内(本建物共用部を含む、以下同様)において次の各号に該当する行為並びに本施設若しくは他のメンバーに損害や迷惑を及ぼす行為等を行ってはなりません。
  - ① 禁止箇所への立ち入り。 ② 乗用エスカレーター、乗用エレベーターでの手荷物以外の物の搬出入。 ③ 下駄・スバイク等での立ち入り。 ④ 宿泊ならびに寝位での仮眠。 ⑤ 炊事、指定場所以外の飲食並びに喫煙(本施設内は全面禁煙です)。
  - ⑥ 他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為並びに音、振動、臭気等を生じ、他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み。
  - ⑦ 本施設内の通路等および階段、廊下等の共用部分を占有すること又は物品を置くこと。
  - ⑧ 本施設内での動物の飼育や持込み(ココヨの許可を得た盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く)。
  - ⑨ 本建物や本施設の通路や階段、廊下、外壁、ガラス面等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼る等を行うこと。
  - ⑩ 本施設内にて、ネットワークビジネス・MLM・マルチ商法・保険・情報教材等の、販売・勧誘・斡旋等を行うこと。同様に本施設内にて、無断で物販等の営業活動を行うこと、並びに宗教活動、政治活動を行うこと。(但し、ココヨの指定する箇所にて、ココヨによる事前の書面による承諾がある場合を除く) ⑪ 本施設内で火気等を使用もしくは火気を持ち込みすること。
  - ⑫ 公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者並びにココヨが不適切と判断する行為を行うこと。
  - ⑬ 規約違反行為、違法行為若しくは公序良俗に反する行為、その他、本建物所有者並びにココヨが不適切と判断する行為を行うこと。
  - ⑭ 暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員又はこれらの支配下にあるものとの関係をもつこと。またはその恐れがある第三者との関係を持つこと。

## 第11条(保守点検等)

- 本建物所有者又はココヨは、対象スペースの防火、構造、造作及び設備等の維持保全、その他対象スペースの管理上で、特に必要がある場合は、対象スペースに立ち入りを行い、保守点検し、適宜な措置を講ずることができるものとします。
- 第1項の規定に基づく立ち入りの際、ワンタイムメンバーは、ココヨの措置に協力し、第1項の規定に基づく立ち入りを拒否することができません。
- ワンタイムメンバーは、本建物所有者が、電気設備を、電気事業法に基づく法定点検を行なうことにより、年に1回から数回の停電作業が発生する可能性があることを予め了承し、本項に該当した停電に際し、本建物所有者並びにココヨに対し、なんら要することはできません。

## 第12条（届出事項）

ワнтаイムメンバーは、次に掲げる事項を入会に際し、ココヨに開示し、入会申込書に記入頂きます。また、同内容に変更があった場合は、次回の本施設利用時までココヨに通知をお願いします。

- ① ワнтаイムメンバーの身分証明書記載内容（マイナンバーの記載のあるものを除く、公的身分証明書による）
- ② ワнтаイムメンバーの氏名、現住所、屋号、電話番号、メールアドレス等
- ③ 入会申込書の記載項目

## 第13条（損害賠償）

ワнтаイムメンバーの故意又は過失により、本建物所有者、ココヨ、又は他の入会者若しくはその他の第三者に損害を与えた場合は、ワнтаイムメンバーは、ココヨに対して直ちにその旨を通知する責任があります。また、これによって生じた一切の損害を賠償しなければなりません。特にココヨ以外に対する損害の賠償が発生した場合は、ワнтаイムメンバーは誠実に対処し、自ら責任を持って解決することを誓約します。

## 第14条（免責事項）

次に掲げる事由によりワнтаイムメンバーが被った損害について、ココヨは、その責を負いません。

- ① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他ココヨの責めに帰すことのできない事由。
- ② ワнтаイムメンバーが他の本施設利用者やその他の第三者により被った損害。
- ③ 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。

## 第15条（不可抗力による契約の消滅）

第14条第1項第1号記載の天変地異その他のココヨ及びワнтаイムメンバーの責めに帰すことのできない事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能または困難となった時、本契約は終了します。これによりココヨ又はワнтаイムメンバーの被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

## 第16条（契約の解除）

- ワнтаイムメンバーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ココヨは、ワнтаイムメンバーに対し通知、催告、その他何らの手続きを要することなく、直ちにワнтаイムメンバーに対し、本施設の使用を中止させることができます。
  - ① ココヨがワнтаイムメンバーに対し言動を改めるように催告したにもかかわらず、是正しないとき。
  - ② メンバーカード発行代金の他、定められた金銭をお支払頂けない時。
  - ③ 他の入会者等、本施設利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき。
  - ④ 本施設および対象スペースを故意又は重大な過失により毀損したとき。
  - ⑤ 本規約に違反したとき。違法行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。入会時の申告事項に虚偽や不正があったとき。
  - ⑥ ワнтаイムメンバーに著しく信用を失墜する事実があったとき。
  - ⑦ ワнтаイムメンバーが、暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員又はこれらの支配下にあるものとの関係者であることが判明したとき、またはその恐れがあるとココヨが判断したとき。
  - ⑧ 個人破産を含む、銀行取引停止処分を受けたとき。
  - ⑨ ココヨが、「ワнтаイムメンバー」の退会が妥当だと判断したとき。
- 前項により本規約が解除された場合において、ココヨ又は本建物所有者に損害が及んだ場合、ワнтаイムメンバーはその損害賠償の責任を免れません。

## 第17条（秘密情報）

- 本規約において「秘密情報」とは、ワнтаイムメンバー自らが秘匿したい情報の全てかつ、ワнтаイムメンバーが本施設使用中に、ワнтаイムメンバーが知り得たココヨ又は他の本施設利用者に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
- 本施設は、個人や法人を超え、垣根を廃した融合によるイノベーションを目的としております。その関係上、本施設は不特定多数が利用する施設であり、本施設利用者に限らず、第三者との間で絶えず会話や情報交換が成されます。それゆえ、ワнтаイムメンバーは自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、ワнтаイムメンバーの秘密情報が漏洩した場合でも、ココヨは一切その責任を負いません。
- 入会に際し、ワнтаイムメンバーより開示を受けた個人情報（個人情報保護法2条に定める個人情報をいう。以下同じ。）について、ココヨは厳重に管理する義務を負います。
- 本条の規定にかかわらず、次の各号に該当することをワнтаイムメンバーが証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
  - ① 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後ワнтаイムメンバーの責によらずして公知となった情報。
  - ② ワнтаイムメンバーが、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
  - ③ 開示の時点ですでにワнтаイムメンバーが保有している情報。
  - ④ ワнтаイムメンバーが、開示された情報によらずして独自に開発した情報。
  - ⑤ ココヨが、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報。

## 第18条（守秘義務）

- 契約期間中にワнтаイムメンバーが、他の本施設利用者や、第17条に規定した秘密情報を知ってしまった場合、ワнтаイムメンバーは、その秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可無くソーシャルネットワークサービス（SNS）や、自身のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示し又は漏洩、公開若しくは利用してはなりません。もしワнтаイムメンバーが本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、ココヨはその責任を負いません。
- ワнтаイムメンバーは、裁判所や官公庁などの公的機関よりココヨの秘密情報の開示を要求された場合、直ちにココヨに通知し、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、ワнтаイムメンバーは、当該秘密保持情報の機密性を保持するための最善の努力をすするとともに、ココヨに対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
- ワнтаイムメンバーは、秘密情報について、複製、複写等の行為を行ってはなりません。

## 第19条（雑則）

- ワнтаイムメンバーは、本建物の内外を問わず、近隣店舗・住民、本建物内に同居する事業者・店舗等、並びに本施設利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう充分な注意を払わなければなりません。また、本施設利用者間でのトラブルの未然防止のため、対象スペースおよび本施設内においても他の本施設利用者への充分な配慮を行わなければなりません。
- ワнтаイムメンバーは、本施設が本施設利用者相互の協力の場であることを認識し、対象フロアの内外を問わず周辺的美化並びに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮することとします。

## 第20条（規約の改定）

本規約はココヨの都合により、内容が変更されることがあり、ワнтаイムメンバーは予め承諾します。なお、変更の際には、ココヨから本施設ホームページなどをを用いてワнтаイムメンバーへの通知等を行います。通知忘れ等のココヨに過失がある場合を除き変更に伴う責任をココヨは一切負わないものとします。

## 第21条（反社会的勢力の排除等）

- 甲又は乙若しくは乙の下請者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときは、その全てを含む。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、相手方当事者は、何らの催告を要せずに、本契約書を解除することができる。
  - (1) 前項の確約に違反したとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力が利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの間与をしていると認められるとき
  - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辭を用いたとき
- 甲又は乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても解除した当事者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した当事者に損害が生じたときは、解除された当事者はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

## 第22条（優先適用）

本規約の内容とそれ以外の諸規定、諸規則に齟齬が生じた場合、本規約が優先して適用されることとします。

## 第23条（合意管轄）

ココヨ及びワнтаイムメンバーは、本規約に関し紛争が生じたときは、訴訟に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

## 第24条（規定外事項）

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、ココヨ及びワнтаイムメンバーは、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとします。

以上、ワнтаイムメンバーは、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、本施設が円滑に運営を行えるようにココヨ並びに本施設利用者相互と協力し合うものと致します。

東京都渋谷区渋谷2-21-1 渋谷ヒカリエ8F クリエイティブラウンジ モヴ TEL03-4533-8000  
運営会社：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル18F ココヨ株式会社

2012年5月19日 第6条第5項と第7条第4項を追記。（同行者と訪問者に関する規定）

2013年7月24日 第3条を追記・修正。（使用範囲および使用形態）

2014年4月1日 税率変更のため価格表示を修正。

2014年9月1日 第4条第1項の「ラウンジ」利用人数について追記。

2014年10月8日 第14条第2項第11・13号に違反項目に関する記述を追加。同14号を追加。第21条第1項前文並びに第1号に契約解除項目に関する記述を追加。

2015年10月1日 運営会社の社名変更。

2016年5月24日 第16条第1項の公的身分証に関する内容を変更。

2017年12月1日 価格変更のため価格表示を修正。21条「反社会的勢力の排除等」を追加。

2019年10月1日 税率変更のため価格表示を修正。